

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループ（第1回）
議事要旨

1. 日 時：2016年10月17日（月）15：00～16：45
2. 場 所：経済産業省別館2階238各省庁共用会議室
3. 出席者：
委員：湊田座長、飯野委員、石毛委員、中村美紀子委員、中村芳樹委員、
早井委員、本多委員
オブザーバー：内橋オブザーバー
事務局：経済産業省 吉田省エネルギー課長、内藤省エネルギー課課長
補佐、中村省エネルギー課係員、川田情報通信機器課係長
4. 議 題：
 1. 議事の取扱い等について（案）
 2. 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省
エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループの開
催について（案）
 3. 電球類及び照明器具の現状について
 4. 電球類及び照明器具の対象範囲について（案）
 5. 電球類及び照明器具のエネルギー消費効率並びに測定方法について
（案）
 6. その他
5. 議事要旨：
議題1. ～6. について事務局等から説明を行った。なお、主な質問・
意見は以下のとおり。

（電球類及び照明器具の現状について）
 - ・電球類及び照明器具のストックの現状と今後の見通しについて、詳細な説明
が必要であるとの意見があった。
 - ・電球類及び照明器具の出荷台数推移の統計について、輸入台数がどの程度捕
捉されているかについて、質問があった。

(電球類及び照明器具の対象範囲について (案))

- ・ 直管形LEDランプは電球類と照明器具のどちらの分類で扱うのか、質問があった。
- ・ 屋外で使用する照明器具のうち、どのようなものが対象となるのか、質問があった。
- ・ 電球類及び照明器具を出荷する過程において、製造事業者が適用除外の製品を正確に把握できるか、質問があった。
- ・ 適用除外としている平均演色評価数が90以上の電球類及び照明器具の現状と今後の出荷状況について、質問があった。
- ・ 配光制御を必要とする照明器具は、街路、トンネルにおいて使用することをもって適用除外とするのか、安全を担保するために特殊な配光制御が必要であることから適用除外とするのか、その考え方について質問があった。
- ・ (出荷割合が低い) 高圧水銀ランプ(安定器内蔵型のものに限る)の出荷の割合が将来さらに減少した場合に対象から外す可能性はあるのか、質問があった。

(電球類及び照明器具のエネルギー消費効率並びに測定方法について (案))

- ・ 今回の測定方法は、器具効率が高いものが有利になる(発光効率が高くても器具効率が低くトップランナー基準達成に不利な器具が出てくる)規定であり、(今後の商品設計に影響があるため、)判断の基準等を検討する際に考慮が必要ではないかとの意見があった。
- ・ 今後は省エネと光環境の両方を実現するために、エネルギー消費効率の指標及び測定方法等の方向性を調整していく必要があるのではないかとの意見があった。
- ・ 消費者が現行の「エネルギー消費効率」と今回検討される器具効率を乗じた「固有エネルギー消費効率」を混同しないような表示を行う必要があるとの意見があった。